編集人 大村市秘書課長
藤戸三郎
長崎縣大村市
發行所 大村市役所
印刷所 つじ印刷所

(第)(8)(回)(農)(産)(品)(評)(会)

多数御出品下さい

12月4・5日大村農校で

恒例の第八回大村市農産品評會は、大村市並びに縣立大村農業高等学校共催の下に十二月四、五兩日、縣立大村農業高等学校で開催されるが、市では多數農家の出品を希望している。開催要項は次の通り。

第八回農産品評会開催要領

(一)會場 長崎縣立大村農業高等學校

(二)期日、及び行事 十二月二日（木）出品物受付
三日（金）陳列、及び審査
四日（土）五日（日）観覧、映画、相撲、農事相談
六日（月）出品物返還及後整理

三出品物の範囲、及び出品要領（賞品を受けるもの）

①農作物類
(イ)穀物類〔種類〕米（玄米、白米）麥類（小麥、裸麥）雑穀類（アワソバ、共の他）豆類（小豆大豆、共の他）
（數量）調製した穀類二合
(ロ)いも類（種類）甘諸、里芋馬鈴薯、共の他
（數量）株のまゝのものは二株株でないもの五個
(ハ)果実類五個（但し大果は三個、小果は一〇個）
(ニ)野菜類、白菜甘藍（二株）大根、蕪（三本）人參、牛蒡（五本）葱（一〇本）共の他、適宜
(ホ)特作類、棉、共の他、繊維類一〇匁
②畜産物類、鶏卵（三個）蜂蜜（三〇匁）
③蚕繭類
④農産加工品類味噌（一〇〇匁）醤油（二合）漬物（一〇〇匁ー二〇〇匁）茶（二〇匁）砂糖、飴（一〇〇匁）共の他
⑤農業工作品類、及び生活改善用機具類（藁工品、木工品竹工品、金工品、共の他工作品）
⑥林産物（樹苗、椎茸、木炭共の他）
⑦農機具類（手製の簡易農機具、特に工夫創作品を歓迎する）
⑧被服手藝品（被服類、布製品、編物、玩具、共の他）

賞品を受けないもの
①生活改善用参考品
②農業関係参考物類（肥料、農藥、加工品、共の他）
③生花、盆栽類
④書画

なお出品物は二日午前中迄に農協へ出して下さい。
奮つて多數御出品下さい。（農林課）

モーターボートレース
12月第1節
4(土)5(日)6(月)7(火)

十一月三十日

市民税第三期の期納です

十一月三十日は、市民税第三期分の納期です。徴收令書は既に御手許に配布されておりますので、お忘れなく納期までに完納していたゞくよう、お願い致します。（税務課）

市長上京

財調資金借入など

中央折衝・28日ごろ帰任

大村市長は諸般の中央折衝、並びに關係要務のため十一月十九日上京二十七、八日頃歸任の予定であるが、東京及び往復途中の主要な要務は次の通り。
（福岡）火力發電所問題について九電本社、その他へ
（東京）△財政調整資金借入れ交渉のため大藏省へ△市立病院建設第二年度（昭和三十年度）計画促進のため厚生省へ△その他、關係方面へ（秘書課廣報係）

タバコは市内の店で

12月1日から5日まで申請

農業委員会選擧人名簿の調整

農業委員会委員選擧人名簿については、毎年十二月一日現在により選擧人の申請に基づき調製されることになっておりますが、本年度名簿についても次の要領で調製されますので、該當者は洩れなく申請して下さい。申請書用紙は、大村市各農業委員会に備付けてあります。
〔申請期間〕十二月一日から十二月五日まで
〔提出場所〕住所地の農業委員会
〔名簿登録資格者〕
(イ)一反歩以上、耕作の業務を營む者
(ロ)右の者の同居親族又は配偶者で、年に六十日以上耕作に従事する者
(ハ)右資格者で、昭和十年三月六日迄に生れた者、その他、不明の点は、市選擧管理委員会又は、大村市各農業委員會へ御問合せ下さい。（選擧管理委員會）

十一月末まで申込みを

開拓地入植増反者を募集

大村市内に於ける入植、増反者を左記により募集して居りますので、希望者は農林課出張所、又は農林課まで申込んで下さい。

記

一、入植増反地區名
横山頭（鈴田地區）
郡岳（福重地區）
二、入植増反戸數 一七戸
三、申込締切 十一月三十日

詳細については、出張所、又は農林課まで御尋ね下さい。（農林課）

予備自衛官を募集

明年三月末まで一万五千名

防衛庁では次のように予備自衛官を募集している。なお給與は常時月額壱千圓の割合で年數回支給され、その他訓練召集の場合は日額七十圓が支給される。

採用數一五、〇〇〇名

應募資格
(一)陸上自衛官（旧保安隊の保安官、及び旧警察予備隊の警察官を含む。以下同じ）であつた期間が、一年以上の者で、次の各号の一に該當する者。
(イ)退職時の階級が陸士長（保査長、又は警査長）以下で年令三十七才未滿の者。
(ロ)退職時の階級が三等陸曹（三等保安士補又は（三等警察士補）以上一等陸曹（一等保安士補、又は一等警察士補）以下であつた者で下記の当該階級の停年に二年を加えた令年未滿の者

註 陸曹の停年
一等陸曹 四十五才
二等陸曹 四十才
三等陸曹 四十才

下記の何れにも該當しない者
(イ)禁治産者、及び準禁治産者。(ロ)禁固以上の刑に處せられ、その執行を終るまで、又は執行を、うけることがなくなるまでの者。
(ハ)法令の規定による懲戒免職の處分を受け當該處分の日から二年を経過しない者
(ニ)日本國憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壞することを主張する政党、その他の團体を結成し又は、これに加入した者。

募集期間
昭和三十年三月末日まで常時受付ける。

應募資格
(一)任用期間滿了等による退職前に志願する者は、任用期間滿了一箇月前までに志願票一通を所属中隊長に提出する。
(二)元陸上自衛官であつて退職在郷中の者が志願する場合には地方連絡部、又は、もより駐とん部隊から志願票一通を受領（請求するとき必ず予備自衛官志願票と明記する事。）の上志願票裏面の身体検査證明書欄に国立病院、保健所等、公的醫療機關の醫師の診断證明を受け、志願者の現住所を所管する地方連絡部長（地方連絡部が設置されていない都道府縣にあつては募集担当部長に直接提出、又は郵送する。
採用については選考によつて行い、特に試驗、及び身体検査は行わない。
採用者は決定した場合本人に通知する。
なお詳細は市民課に、お問合せ下さい。（市民課町務係）

秋の種痘を再実施

11月29日・中央公民館で

先に全地區にわたり秋季種痘の接種を実施しましたが、接種洩れのものが多数ありましたので、左記の通り再実施致しますから洩れなく接種されるよう通知致します。

〔接種該當者〕
(イ)生後二カ月から生後十二カ月の者（第一期）
生後一回も接種していない者も含む
(ロ)昭和三十年四月に小學校に入學する者（第二期）
〔接種料金〕一人当り拾圓
但し、生活保護法の適用を受けている家庭は、地區民生委員の証明書により料金を免除する。

接種期日、及び場所

接種月日	檢診月日	接種場所	備考
十一月二十九日	十二月六日	中央公民館	接種時間 自午後一時 至午後三時

（保險衛生課）

火薬類の許可申請は必ず市役所を經由して下さい

火藥類の許可申請は、市經由、東彼、北高地方事務所（諫早驛前）に提出することになっておりますので、警察に連絡すると同時に、市役所を經由して下さい。商工水産課で受付けて居ります。
なお市役所受付の捺印がないと地方事務所で受付けませんから御注意願います。
少量火藥使用譲受許可申請書の添付書類は次の通りであります。
①消費許可申請書二通
②譲受〃 二通
③使用場所見取図（二通）
④市長の証明書（一通）
⑤申請人、使用人の履歴書（各一通）
⑥申請手数料（参百圓）領收証書
（商工水産課）

水道料は11月25日まで

督促後は手数料がきつます

十一月二十五日は十月分水道使用料の納期限であります。
十二月九日、現在に於て十月分使用料未納のお方に対して督促狀を発行致しますので、必ず督促狀發布前に御拂込み下さるよう、お願いします。
督促狀發布（十二月五日）後の御拂込みに對しましては、督促手数料を戴くことになりますので申し添えます（水道課）

急告

大村山岳会の多良岳登山は二十八日に延期致します。（市教委）

モデル道路へ

原口一町内の奉仕

原口一町内では、青年部員が主体となり「モデル道路建設」を計画し、町民に呼びかけた結果、各戸洩れなく一五〇名が出動、全道路が補修された。補修された道路は葛城、九郎丸、田端、原口線の市道、及び里道で作業延長二、〇〇〇米と一五〇〇米の道路を十月十五日と二十八日の二日間、午前八時から午後五時まで修繕した。（竹松出張所）

お互に時間を励行しましょう

市民各位へのお知らせは、すべて『市政だより』です、速やかに配付の上、よくお読み下さい。

部落・個人など表彰

好調モデル衛生の經過

モデル衛生市建設に付ては、かねてから市民各位の熱意ある御協力と実践により住みよい明るい大村市が着々と建設され、まことに有難く、その御苦労に対し深く感謝して居ります。

しかし此の事業の完遂には更に一段の工夫努力と、實行が必要でありますので未着手のところは、速やかに実践に移していただき、本事業達成のため一層の御協力を御願いします。

本年實踐された地区では、日が浅いにもかゝわらず、「蚊」も「蠅」も非常に少なくなつた。また全く、いなくなつたという処もあり、見違えるような、よい衛生環境になり縣下多數の中より審査の結果、本市から左記の部落と個人が表彰の榮冠を獲得せられました。まことに御目出度く喜びに存じますので、市民の皆様にも、お知らせいたし更に今後の御奮闘を、お願いします（保険衛生課）

（部落表彰）
大佐古（本庁地区）　諏訪二区（西大村地区）　立福寺（福重地区）　荒瀬（萱瀬地区）

（個人表彰）
松本秀一　淵方明（本庁地区）　井手一郎　川口米太郎（宮崎清市（福重地区）　一瀬由久　藤田常吉（萱瀬地区）　富崎八重光　佐藤繁　郷園勇作　廣瀬數馬（鈴田地区）　三島惠吉（西大村地区）

縣下に六万七千名

精神衛生に御協力を

精神衛生といつてもピンと來ない新しい言葉でありますが、精神衛生とは、肉体の健康と同じに精神の健康を保持することゝ、障害者の治療、及び保護をすることであります。

精神と肉体が健全であつてこそ、眞の健康と言えるのであります。この精神の不健康な人が、昭和二十七年十月末の調査によりますと、全國で三百五十万人、我が長崎縣では、六万七千六百人と推定され、精神衛生上の指導、又は治療を必要とするものが、こんなに大勢、居るのです。

殊に最近覺せい剤の濫用に伴い、健全であるべき青少年の精神までを蝕み、誠に寒心にたえないものがあります。

覺せい剤の使用は、始めは小説家や藝能人、又ダンサー、夜の女、或は麻雀等、かけごとをする人達に限られていたのですが、その後だん〳〵名方面の人々に用いられるようになり、特に青少年に多くそのため、ついに犯罪を犯すようにまでなるので現在では、都會だけでなく、その害毒は農村にまで擴がり、これ等の患者の中には、窃盗、恐喝、詐疑や殺人等の犯罪を犯しているのであります。

覺せい剤を用いる人は氣分が、さわやかになつて疲れた感じがなくなり、頭がすつきりしたような感じがするというので友人にすゝめられたり又好奇心から初めるのですが、こうしたことは堅実なる精神を以つていれば正しい判断で打ち勝ち覺せい剤禍の渦中の人とならぬよう注意しなければなりません。

人口が增加するにつれて生存競争が日とともに烈しくなり、社会は益々複雑になるので精神を酷使するために精神障害者が增加し、こうした患者が殺人、放火、傷害、恐喝、詐疑、窃盗、自殺等、世に與える害毒は、新聞紙上で御承知の如く枚挙に、いとまがない位であります。

当市においても、こうした悲惨事があつたことは記憶に新たなことであります厚生省、文部省、都道府縣市町村に於ては、精神衛生普及運動に努力していますが、皆様も精神衛生に対する理解と認識を持たれ精神薄弱者や性格異常者の教育や治療保護についても御協力のほどを御願いします。

（保険衛生課）

奨金を共募へ

マス代さんの美擧

大農二年生石川マス代さんは去る十一月十五日松原宮日の混雑の際、財布を拾い、そのまゝ福重駐在所に届け出たが落主が判り警察から報奨金として貰つた参百圓を、そのまゝソックリ共同募金へと福重出張所を通じ支会へ寄託した。

（共同募金大村支会）

保健所は何をする所か

保健所デーに因んで（上）

去る十月十五日は、保健所デーが實施されました。國民が保健所に對し正しい認識を持ち、積極的にこれを利用し、公衆衛生の向上と国民の健康推進を図るために、国家は特に『保健所デー』を定め、多彩な行事が各地で行われたのであります。保健所は、現在全國に七百余設置されています。長崎縣には縣立が十二カ所、市立が二カ所であります。

我が大村保健所も長崎縣立の一つであります。

皆様の中には、まだ御存じない方も、いられると思いますので「保健所デー」の実施を保健所の性格なり、業務について、くわしく

保健所はどんなことをしているか

御承知の通り健康は肉体的、精神的、社會的に完全な生活狀態を云うのでありまして、病弱者でないとか疾病がないというだけではないのです。保健所は国民の健康推進の爲に公衆衛生計画に基いた次のような機能をもつています。

①傳染病の予防傳染病には患者の数を止めるように努めておりますがそうするには發病した人だけでなく、その人の身近にいる人をも含めて、傳染の源を調査しなければ効果はありません。

②結核の予防
保健所で行つている結核予防の仕事の内容としては、届出患者の受付登錄、發病患者の診斷、その家族の檢診による早期發見を行い、家庭訪問等によつて、正しい療養指導をしております。

③歯科衛生
（口腔衛生）歯科衛生は重要でありまして歯科の病氣の予防、主として、むし歯の早期發見、治療等行つております。

その他、早期發見には學校生徒、職場の集團檢診を、發病予防にはツベルクリン反應、BCG接種患者家族に対しての榮養指導を実施しております。また健康診斷を行うため、レントゲン設備もあり痰の檢査設備も整つております。

（以下次号）
（大村保健所）

大村市の人口

（10月31日現在、自衛隊隊内居住者を除く）

区別	世帯数	人口 男	人口 女	人口 計
大村村	3,273	7,515	8,364	15,879
大村西	4,176	9,285	9,652	18,937
竹松	1,500	3,531	3,696	7,227
松原	607	1,663	1,766	3,429
福重	541	1,585	1,666	3,251
萱瀬	589	1,697	1,697	3,394
鈴田	519	1,511	1,617	3,128
三浦	316	894	1,027	1,921
総数	11,521	27,681	29,485	57,166
前月末	11,479	27,629	29,394	57,023
増△減	42	52	91	143

人口の動き

（10月中）

種別		人数	計	増△減
増	出生	101	675	
増	轉入	574		143
減	死亡	33	532	
減	轉出	499		

毎夜八時にサイレン

全市こぞつて火事を防ぎましよう

秋季火災予防週間行事日程

（消防係）

月日	事施事項	指導要領
十一月二十六日（金曜日）	八、三〇分演習召集サイレン吹鳴	各分團長は予の計画に基く指示並に注意
	人員点呼	初日のみ吹鳴
	機械器具点檢	機械器具の整備
	防火宣傳施設の実施	横断幕、懸垂幕
	防火査察者に對する注意	分團長に於て夫々注意事項を挙げて説明せしむる
十一月二十七日（土曜日）	官衙、學校、劇場、病院等の特殊建物の査察	本部員並に受持分團に於て実施
	各家庭の防火査察	各分團受持區域内の各家庭を実施
十一月二十八日（日曜日）	予備	前日実施し得ざる事項を実施
十一月二十九日（月曜日）	火災出動演習	午前第一、二、三、四分團實施
	講評	出動所要時間　誘導班の活動 着眼　水利の区分　延長使用ホース數量調査
		午后第五、六、七分團
		着眼午前に同じ
		講評は團長實施
十一月三十日（火曜日）	火災出動演習	午前第八、九分團
		午后第十一、十二分團
		着眼前日に会じ
十二月一日（水曜日）	火災出動演習	午前第十三分團
		午后第十四分團、第一分團
		着眼前日に会じ
十二月二日（木曜日）	火災出動演習	午前第十分團
	講評	午后、防火宣傳施設の撤去
	精神訓話	週間中に於ける分團長の所見並に精神訓話